

徳島県告示第四百三十九号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の二十第四項の規定により、指定障害児通所支援事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和三年六月十八日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定障害児通所支援事業者		指定障害児通所支援事業を行う事業所		障害児通所	廃止の届出	廃止
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	支 援 の 種 類	の 受 理 日	年 月 日
株式会社藤嶋建設	美馬市美馬町字東宗重八二一	障がい児通所支援事業所こまち	三好郡東みよし町加茂一八三六番地三	児童発達支援 放課後等デイ サービス	同 三月二十九日	同
社会福祉法人有誠福祉会	名西郡石井町石井字石井一 九九四番地	デイサービスセンター I国府plus	徳島市国府町早淵七三四番地	放課後等デイ サービス	令和三年二月十七日	令和三年三月三十一日